資料

少額随意契約の基準額等について

財務省

2025年１月17日

前回の主な意見

①引上げについて

○　唐突感がないように、50年間変更してこなかった理由についてよく説明する必要。

○　1974年から1980年ぐらいまでは物価が上がっていたのに基準額を引き上げていなかったという時期があったので、その時期はなぜ上げなかったのかということの説明は必要なのではないか。

○　昭和48年度と令和５年度を比較すると、一般競争入札の割合の増加や物価水準の上昇のみならず、契約件数が非常に増えており行政の負担が非常に大きくなっているのではないか。物価水準に合わせて少額随契の基準を上げるのは合理性があるのではないか。

○　大学の研究費を使用する際に基準額を超過するものが多発し、事務負担が一気に増えていることを実体験しているため、改正に賛成。企業物価指数を基準とするのが妥当。

②その他検討事項

○　一般競争入札が必ずしも経済的に最も有利ということではない。発注者側において、なるべく無駄が発生しないような仕組みを作り、随意契約においてもできる限り品質や長期的なコストを勘案して契約を行うべきである。

○　少額随契の基準を上げる場合、形式的にそれさえ満たせば随契で良いと決めてかかられるのは問題。随契を使える余地を広げるとともに、随契でやったことが効率的であったかどうかチェック体制を強化する。このセットで考えていく必要があるのではないか。

○　現行もモニタリングの仕組みはあると思うが、適正に運用されているのか。モニタリングの仕組みをきちんとしてもらう必要。

○　入札監視委員会で経験したことがあるが、基準額を引き上げたとしても、受注者が単に基準額上限に合わせて契約金額を引き上げを求めてくることがないよう、予定価格の積算の透明性を確保するよう注意喚起を行う必要があるのではないか。

○　少額随意契約の基準額を少しでも超えた場合にいきなり一般競争入札とするのではなく、若干手続きの軽い方法を採用するなど、事務の煩雑さに関して段階を設けることができないか。

○　オープンカウンター方式の実施を積極的に考えていくべきではないか。

○　企業物価指数の上昇率が一定の条件を満たした場合に基準額の見直しをするとか、基準額自体を企業物価指数に一定の数式で連動させるなど、今後の基準額の引上げに当たっての考え方を整理しておくべきではないか。

少額随意契約の基準額の引上げ理由について

○　企業物価指数を踏まえて実施した過去の改定時は、基準額を1.5倍以上引き上げている。

（注）1962年の改定時は2倍、1966年の改定時は1.5倍、1974年の改定時は1.6倍に引き上げている。

○　前回の改定後は、

・ 第二次石油危機を機に大きく物価が上昇したが、特例公債依存から脱却すべく、第二次臨調（土光臨調）が立ち上げられ、増税なき財政再建の実現に向けて徹底した行政経費の節減が求められていたこと、

・ その後、80年代以降数十年間にわたって物価の下落ないし横ばい傾向が長らく続いたこと、

から、基準額の見直しは行われていなかった。

○　その後、直近においては、状況が変化してきており、

・ 企業物価指数については、2024年３月時点において、物価上昇局面となった2021年より1.19倍、前回改定時より1.52倍となっていること、

・ 各府省の契約担当部局へのアンケートの結果、物価水準に合わせた基準額の引上げについて賛成回答のみであったこと

から、基準額を引き上げることが適当ではないか。

1970年以降の物価水準

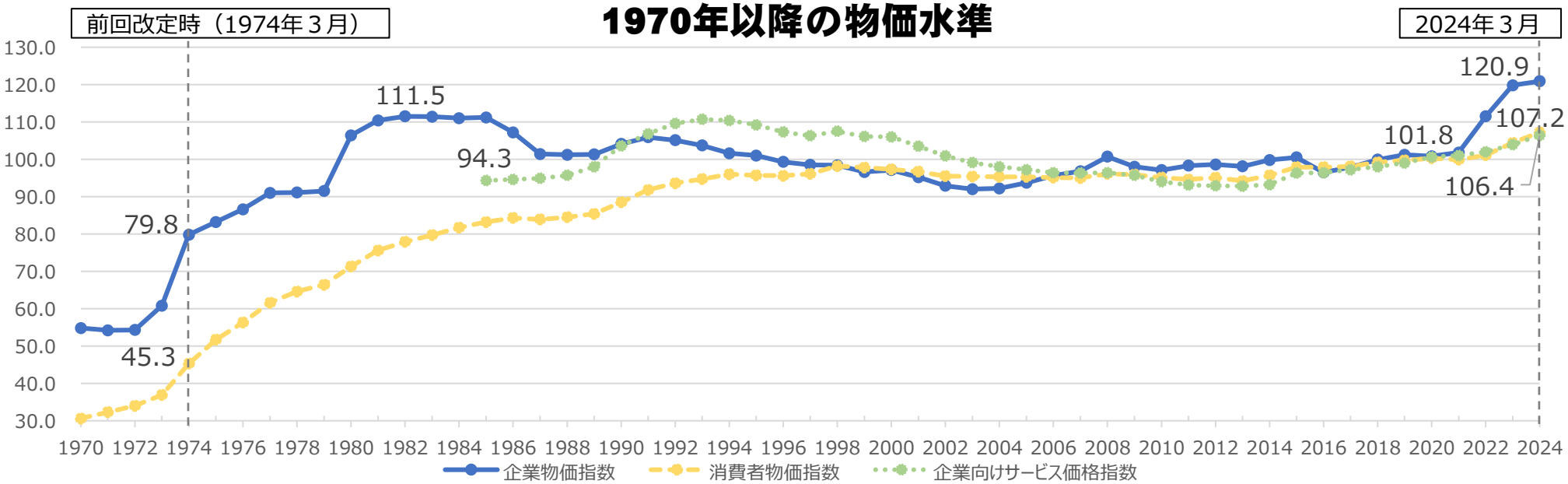

(出所) 日本銀行「企業物価指数」、同「企業向けサービス価格指数」、内閣府「消費者物価指数」

(注１) 企業向けサービス価格指標は、1985年より統計開始。　(注２) いずれの指標も各年３月時点の指数であり、2020年(暦年平均)を「100」としている。

（再掲）少額随意契約の基準額の推移について

○ 少額随意契約とは、競争に付することは可能であるが、契約金額が少額であるため契約事務の簡素化の観点から競争に付するまでもない場合に認められるもの。

○ 現在の予決令が制定された1947年(昭和22年)以降の金額基準の推移は以下のとおり。

単位：万円

		1947年	1948年	1962年	1966年	1974年（現行）
第２号	工事又は製造	7	50	100	150	250
第３号	財産の買入れ	5	30	60	100	160
第４号	物件の借入れ	2.5	15	30	50	80
第５号	財産の売払い	2	10	20	30	50
第６号	物件の貸付け	1	5	10	20	30
第７号	その他の契約	3	20	40	60	100

関 係 条 文

○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

第99条　会計法第29条の３第５項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　予定価格が**250万円**を超えない**工事又は製造**をさせるとき。

三　予定価格が**160万円**を超えない**財産を買い入れる**とき。

四　予定賃借料の年額又は総額が**80万円**を超えない**物件を借り入れる**とき。

五　予定価格が**50万円**を超えない**財産を売り払う**とき。

六　予定賃貸料の年額又は総額が**30万円**を超えない**物件を貸し付ける**とき。

七　**工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約**でその予定価格が**100万円**を超えないものをするとき。

八～二十五　（略）

（再掲）国の契約における契約方式別の割合について

○ 令和５年度における少額随意契約を含む契約件数及び契約金額の実績の調査を実施。
○ 昭和48年度実績と比べると、一般競争入札の割合が件数ベース、金額ベースともに大幅に増加。

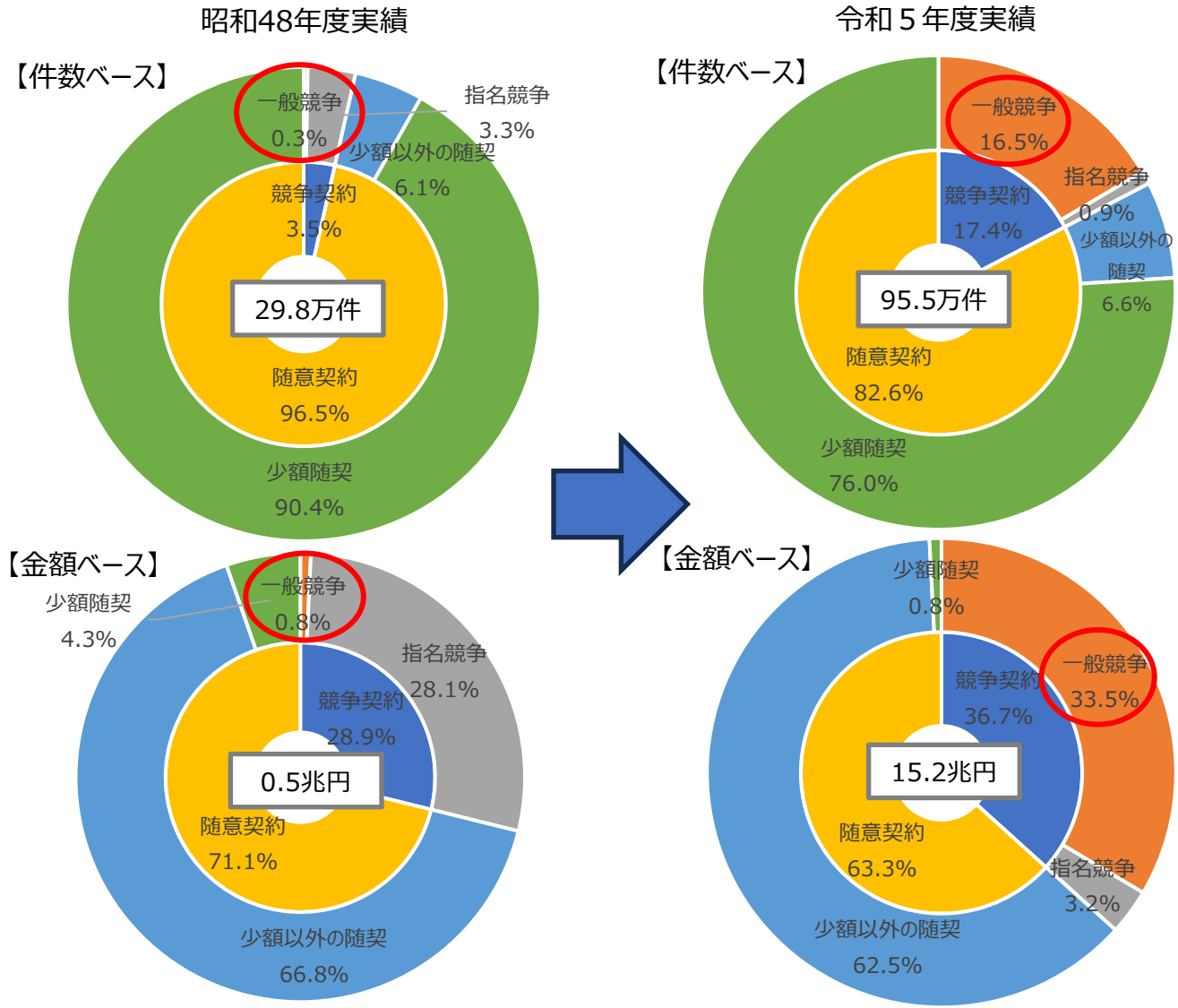

（注）昭和48年度実績は抽出調査であり、件数及び金額の単純比較はできない。

基準額の引上げについて

○　令和５年度の調査実績を活用して、基準額を1.2倍、1.5倍、2.4倍に引き上げた場合の契約方式別の割合を試算したところ、件数ベースと金額ベースのいずれについても顕著な差はみられないという結果となった。

例えば、基準額を1.5倍に引き上げた場合に一般競争契約は、

・件数ベースでは▲9.0%ポイント（▲8.6万件）となり、相当程度の事務効率化が期待できる（参考２参照）、

・金額ベースでは▲0.3%ポイント（▲482億円）と僅かな減少にとどまり、競争性は十分維持されており、競争の減少による契約金額の増加は事務効率化の効果によって許容される範疇におさまる

と言えるのではないか。

○　基準額の引上げにあたって参照する指標として、消費者物価指数は食料品や住居費など国が行う取引とは関連性が低い構成品目のウェイトが高いことから、従来どおり、企業物価指数を勘案して基準額を引き上げることが適当ではないか。

直近の企業物価指数の上昇率（1.2倍）

前回改定以降の企業物価指数の上昇率（1.5倍）

前回改定以降の消費者物価指数の上昇率（2.4倍）

【件数ベース】

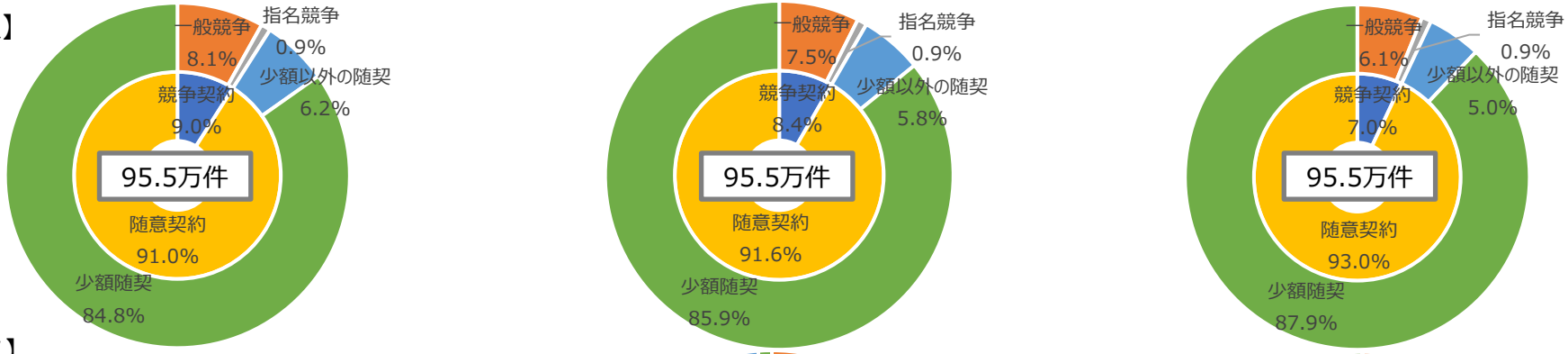

【金額ベース】

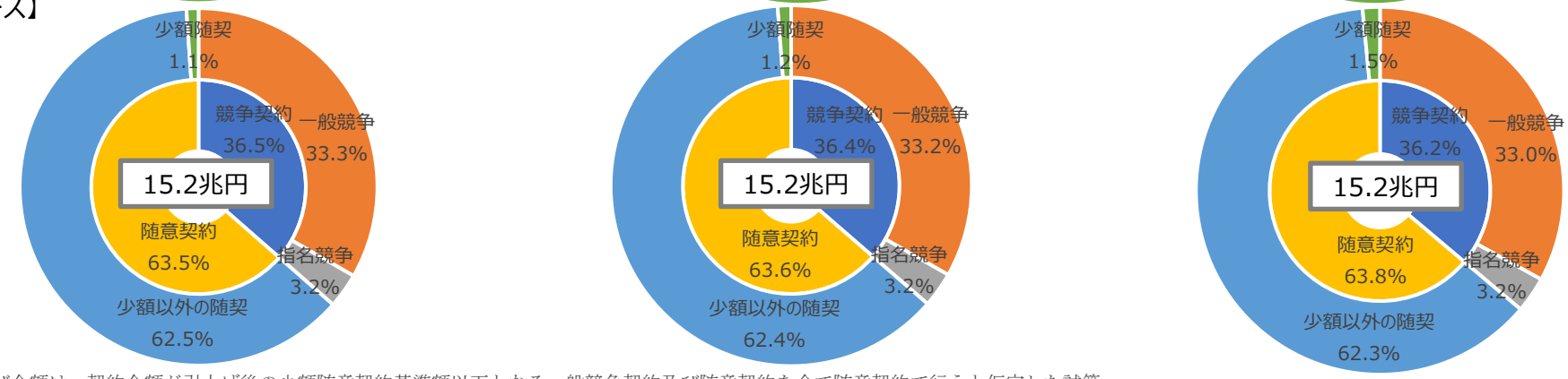

（注）件数及び金額は、契約金額が引上げ後の少額随意契約基準額以下となる一般競争契約及び随意契約を全て随意契約で行うと仮定した試算。

チェック機能の充実・強化について

○　少額随意契約の対象の拡大に際しては、各府省に対して、随意契約全般について従来どおり適正な運用を行うことが重要であることに加え、特に以下の諸点を周知徹底することにより、公平性、透明性及び競争性の確保を図ることとしてはどうか。

1．３～５年以内に少額随意契約を内部監査の重点監査対象とし、複数見積りを徴取しているか、不適切な分割契約がないかなどの観点から確実に監査すること。

2．特段の理由なく、①単一の見積りを行っていた契約、②長期にわたって契約の相手方が固定されている契約等については、翌年度以降において一度は一般競争又はオープンカウンター方式を実施すること。

3．これまで競争入札により実施してきた契約で、新たに随意契約の対象となるものについては、「オープンカウンター方式」等の積極的な活用を検討すること。

（注）オープンカウンター方式とは、物品調達等において、発注者が見積の相手方を特定せず、一般競争に準じて公募形式により広く見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方式。一般競争契約のように公告や入札という手続を取らないことから、随意契約、特に少額随意契約が可能な場合に活用される競争性を確保した随意契約の一方式。

少額随意契約に関する現行規制

○　公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）

1．入札及び契約の適正化を図るための措置　（２）随意契約による場合　③その他

ニ　（少額の随意契約）であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。

5．内部監査の実施等　（２）随意契約の重点的監査　②少額の随意契約

イ　合理的な理由なく、意図的に契約を分割しているようなものは、不適切である。

ロ　予決令第99条の６に定める、なるべく2人以上の者から見積書を徴する等の手続を適正に行っていないものは不適切である。

○　調達改善の取組の強化について

第２章　調達改善の取組指針　２．適切な随意契約の締結　（３）少額随意契約の更なる改善

（略）したがって、事務の簡素化の観点から、手続に要する手間や時間は考慮されるべきであるが、可能な範囲で、より競争性や透明性に配慮した取組を行うことが求められる。

□ 標準的な取組の例

・調達の一括化を積極的に行い、競争入札へ移行

□ 発展的な取組の例

・窓口やホームページでの調達情報を公開した上で、（略）オープンカウンター方式の実施

・少額随意契約が可能な金額以下の案件での事務負担を考慮した上での一般競争入札の実施

対応方針（案）について

①少額随意契約の基準額について

○　企業物価指数の上昇等を踏まえ、現行の基準額を引き上げる。

②少額随意契約の適切な運用の確保について

○　少額随意契約の適切な運用の確保のため、①内部監査による重点的監査の実施、②理由なく単一の見積りによっていた場合における一般競争等の実施、③オープンカウンター方式の積極的活用の検討を柱とする事務連絡を各府省に対して発出する。

③次回以降の改定方法について

○　今後は、①物価指数の動向、②改定が国の契約全体に与える影響、③国の事務負担の状況等を総合勘案しつつ、適切に見直しの必要性を検討・判断することとする。

④地方自治体の契約について

○　地方自治体の契約法制については地方自治法等により規定されていることから、総務省に上記の取組みを伝達し、同様の検討の実施を働きかける。

（参考１）少額随意契約以外の随意契約の理由について

○　会計法及び予決令において、少額随意契約以外に以下のような事由に基づく随意契約の締結が認められており、少額随意契約以外の随意契約では①が件数ベースで86%、金額ベースで82%を占めている（令和4年度版「契約に関する統計」）。

①契約の性質又は目的が競争を許さない場合（会計法第29条の３第４項）

②緊急の必要により競争に付することができない場合（同上）

③競争に付することが不利と認められる場合（同上）

④競争に付しても落札者がいない場合等（予決令第99条の２及び第99条の３）

⑤国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象（会計法第29条の３第４項等）

⑥その他（予決令第99条等）

○　令和５年度の契約について、省庁別内訳及び金額が高額にのぼる随意契約を調査したところ、契約の履行のために高度又は独自の技術や法令上の資格が必要とされ、当該技術や資格を有する供給者が一者のみである契約が大宗を占めている。

少額随意契約以外の随意契約の省庁別割合

【件数ベース】

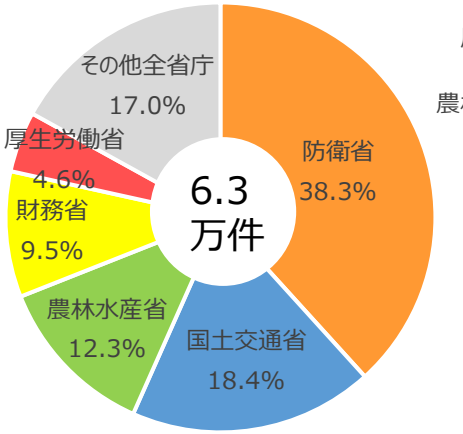

【金額ベース】

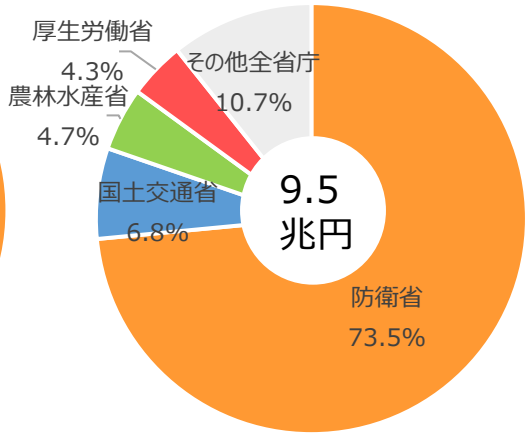

（注）令和５年度における契約件数及び契約金額の実績調査をもとに作成。

少額随契以外の随意契約の主なもの

単位：億円

省庁名	内容	金額
防衛省	島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）の開発	2,003
	12式地対艦誘導弾能力向上型の製造	1,040
	ヘリコプターの製造	899
国土交通省	東京国際空港空港アクセス鉄道シールドトンネル他築造等工事	535
	成瀬ダム堤体打設工事（第２期）	321
農林水産省	児島湾沿岸農地防災事業児島湾締切堤防排水樋門改修その２工事	66
	水産資源調査・評価推進委託事業	49
厚生労働省	年金業務システムの設計・開発等	839
	抗原簡易検査キットの購入	422

（参考２）基準額の引上げによる契約事務の効率化について

○　「契約一件当たりの事務処理に関わる全ての人にかかる時間数」を各省庁の契約事務担当者にアンケート調査を実施（表１）。

○　また、令和５年度に実施した契約全数調査をもとに、少額随意契約の基準額を引き上げた場合に一般競争入札がどの程度減少するのかを試算（表２）。

○　特に表１の事務処理時間数は、アンケートに回答した各契約担当者の見解であることに留意が必要だが、基準額の引上げにより契約事務の相当程度の効率化が可能となるのではないか。

（表１）契約一件当たりの事務処理時間数

単位：時間

契約の種類	一般競争	少額随意契約	削減時間数
工事製造契約	１３４	６９	▲６５
物品調達契約	６４	２６	▲３８
役務調達契約	１０１	４５	▲５６
収入原因契約	６６	１７	▲４９

（注）計数は、各契約担当者が回答した時間数を単純平均したもの。

（表２）少額随意契約の基準額を引き上げた場合の一般競争契約の減少件数（試算値）

単位：件

契約の種類	R５実数調査結果	直近の企業物価指数の上昇率（1.2倍）		前回改定以降の企業物価指数の上昇率（1.5倍）		前回改定以降の消費者物価指数の上昇率（2.4倍）	
		引上げ後の試算数	減少件数	引上げ後の試算数	減少件数	引上げ後の試算数	減少件数
工事製造契約	16,984	15,103	▲1,881	14,587	▲2,397	13,427	▲3,557
物品調達契約	89,882	23,308	▲66,574	19,813	▲70,069	13,966	▲75,916
役務調達契約	47,662	37,172	▲10,490	34,823	▲12,839	29,545	▲18,117
収入原因契約	2,868	2,051	▲817	1,949	▲919	1,743	▲1,125

（注）令和５年度調査において、契約金額が引上げ後の少額随意契約基準額以下となる一般競争契約及び随意契約を全て随意契約で行うと仮定した試算。

（参考３）契約数（少額随契除く）と一般職国家公務員数の推移

○　2007（平成19）年度の郵政公社の民営化（▲25.4万人）による公務員数の減少による影響を除いても、ここ10年ほど、徐々に公務員一人当たりの契約数は増加してきている。

○　直近では、少額随意契約以外の契約総数は微増しており、これに伴い、公務員一人当たりの契約数も微増している。

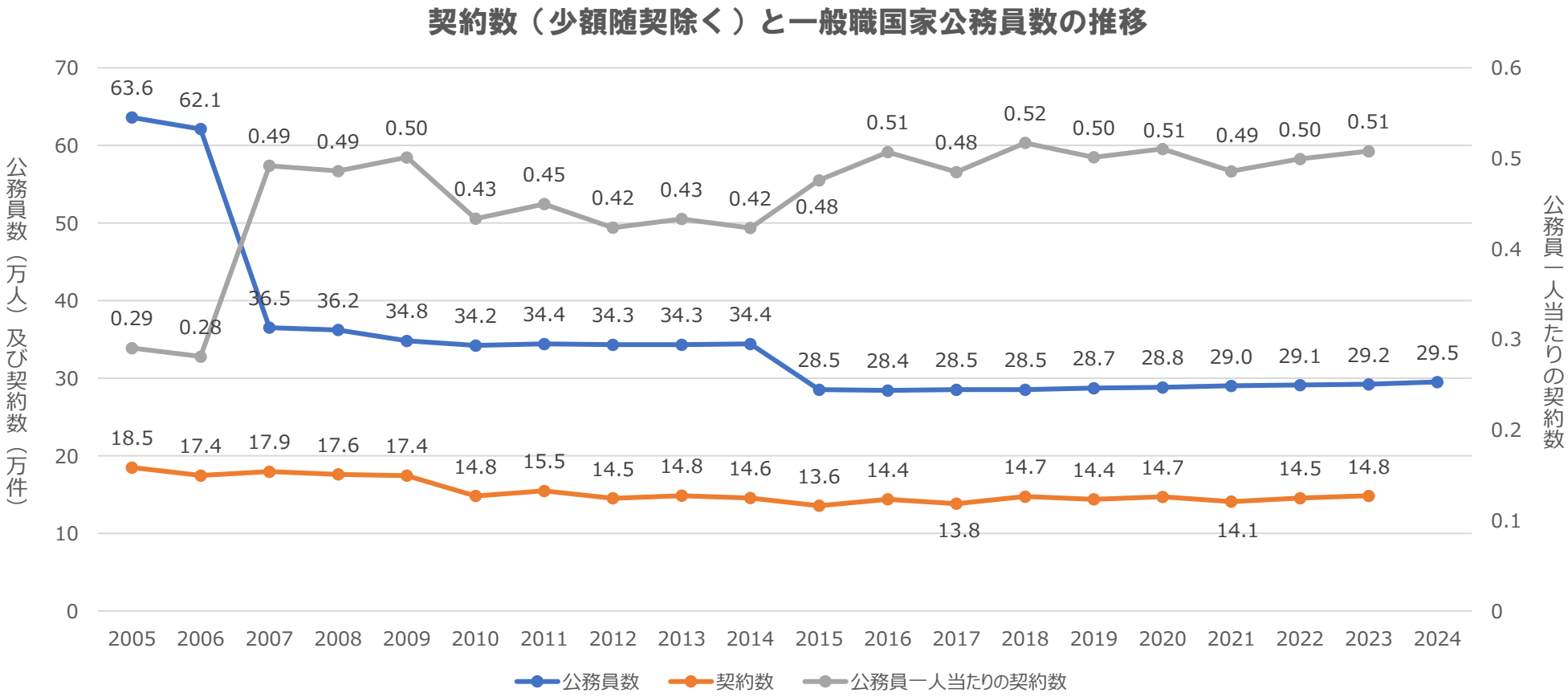

（出所）一般職国家公務員数につき、「令和5年度版公務員白書」（人事院）、契約数につき、各年度の「契約に関する統計」（財務省）
（注）契約数については、2004（平成16年度）以前のデータはない。

（参考４）パブリックコメントで寄せられたご意見

○　令和６年11月18日から12月20日までの間、財務省ホームページ等において、少額随意契約の基準額に関する意見募集を実施。

○　106件の意見が寄せられ、約99%が少額随意契約の基準額の引上げに対して肯定的な意見であった。

パブリックコメントに寄せられた主なご意見

【賛成】人件費や材料費、燃料費など、１０年前と比較しても全ての面でコストが上がっていることを考慮いただき、随意契約の基準価格を引き上げていただきたい。

【賛成】限度額については、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも原材料費や人件費の上昇及び消費税等を勘案の上、現行の２倍以上（例えば、工事又は製造であれば、国等は250万円から500万円へ）に引き上げるよう、法制度の見直しを図る必要がある。

【賛成】現在の少額随意契約の上限金額は、過去40年以上にわたり変更されておらず、経済環境の変化を反映していない状態です。現行の上限金額では発注業務や受注機会において多くの制約が生じている状況であり、また、地方自治体においては、一般競争入札等が必要となる案件が多くなり、これに伴う発注者側の事務負担が増加しています。随意契約の対象範囲を拡大することで、発注業務の効率化を図ることができ、限られた人員で多くの案件を迅速に処理することが可能となります。

【賛成】地方公共団体の工事請負契約の場合、特に発注者においては市町村職員、受注者においては「地域の守り手」たる地場の中小零細土木業者の人手不足が顕著です。少額随意契約で発注される少額工事は、いわゆる手間のかかる雑工事的な工種も多く、労務費率が高いため、競争による原価低減の工夫の余地の低い工事がほとんどで、随意契約による場合も複数社から相見積もりを取るため、経済的妥当性も担保されていると考えます。

国や都道府県・政令市の工事の請負契約の場合、750万円、市町村では500万円ぐらいの設定だと受発注者ともに業務量の削減効果が大きいと考えます。

【賛成】物価及び人件費等の上昇に伴い随意契約金額を上げて頂きたい。但し、契約先が固定することにもなりかねず、3年に一度は入札によることの良いのではないでしょうか。

【賛成】少額随意契約の基準額の引き上げについては賛成です。国における政策実行の効率化・質の向上という観点から、基準額引き上げに伴う政策実行までの期間の短縮、事務手続きの短縮が図られることで、より多くの必要な政策の実行と、有限である国家公務員皆さんのリソースの有効活用が図られるものと思っています。

【賛成】契約における競争性、透明性の確保の観点から、随意契約の基準額の引上げについて慎重に対応すべきとの意見もあるようですが、随意契約であっても複数業者から見積を徴して発注先を決めており、競争性、透明性は十分に担保されていると考えています。

【反対】税金を使っての契約事項は、入札が基本であり、随意契約の基準額は引き上げるべきではない。

（参考５）総合経済対策・地方公共団体からの要望

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和６年11月22日閣議決定）（抜粋）

第２章　国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第１節　日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

１．賃上げ環境の整備 ～足元の賃上げに向けて～

（２）持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

国等又は地方公共団体の官公需においても、入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながることが必要である。2024 年内を目途に、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、各制度の趣旨に則った対応を徹底するとともに、それらの運用実態を調査し、運用改善について検討を行う。少額随意契約制度についても、長期間上限価格が改定されていないことを踏まえ、同年内を目途に、運用実態を調査し、その在り方を検討する。

地方公共団体からの要望

○「真の分権型社会の実現に向けた都市自治の確立等に関する提言」（令和６年６月12日全国市長会）

地方自治法施行令に定められている少額随意契約の上限額を引き上げるなど、契約制度について、都市自治体の実態に即した見直しを図ること。

○ 令和７年度政府予算編成及び施策に関する要望（令和６年７月４日全国町村会）

少額随意契約の予定価格の上限額については、近年の物価上昇等の社会経済情勢を考慮するとともに、効率的な行政運営を行う観点からも、見直しを行うこと。